



平成27年5月29日

各位

会社名 株式会社ナカノフード建設
代表者名 取締役社長 竹谷 紀之
(コード番号 1827 東証第1部)
問合せ先 総務部長 岸田 伸弘
(TEL 03-3265-4661)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。
 - (2) 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款および当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めます。
 - (3) 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
 - (4) 当社は、反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催および対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ）の取扱いは、当社文書管理規程およびその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
 - (2) 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役および監査役が常時閲覧可能な体制となっております。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務監査部が統括して行っております。
 - (2) 業務監査部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
 - (3) 業務監査部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会および監査役会に報告されております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。
- (2) 当社は、中期計画および単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。
- (3) 当社は、取締役会の下に取締役社長が議長を務める業務執行会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。

5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、国内においては経営企画部、海外においては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務遂行状況を把握しております。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達および共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。
- (3) 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別および管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。
- (4) 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
- (5) 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令および定款に適合することを確保する体制となっております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることとします。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役が当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることとします。
- (2) 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することとします。

8 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、業務執行会議に出席し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べる体制となっております。
- (2) 当社およびグループ会社の役員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
- (3) 当社は、業務監査の状況および内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。
- (4) 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、業務監査部およびコンプライアンス室と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うこととします。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることとします。

以 上